

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
30	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農山漁村振興交付金の補助対象の追加	散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行う場合の用地・補償費を農山漁村振興交付金の補助対象に追加すること。	【支障事例】 河川堤防を散策道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するためには整備予定箇所を事業用地として買収する場合、国や県により用地補償費に農山漁村振興交付金が交付される事業メニューが限られており、散策道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村周遊散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図ることとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流に力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な箇所としては、田原本⇒天理(柳本)ルート内にある西門川沿いの散策道整備があげられる。 ※当事業については、農山漁村振興交付金の当該事業メニュー以外に対応できる国の補助は無い。	同一事業予算による行政の効率化	農山漁村振興交付金実施要綱、要領	農林水産省	奈良県	
84	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できることにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していくにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。	集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要綱第9の1(1)、2	農林水産省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	

<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
京都市	-	農林水産省では、土地改良事業等については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年6月29日閣議決定)に基づき、用地補償費を支援しているが、その他の事業については用地補償費を支援していない。提案のあつた散策道は土地改良事業としてではなく、自然環境保全・活用交流施設として実施されることから、用地補償費の支援の対象としていない。
山形県、福島県、郡山市、いわき市、埼玉県、上越市、長野県、滋賀県、島根県、広島市、竹原市、山陽小野田市、徳島県、香川県、高知県、宗像市	<p>○高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。</p> <p>○高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。また、事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を変更していただき、活動実績が確認できた年度分までは返還免除とする制度としていただきたい。</p> <p>○本市においても5年間継続することが困難であることを理由に協定締結や協定参加を断念するケースが出ている。</p> <p>○事業取組の促進を図るため、事業実施期間は一律ではなく、地域の実情により、弾力的に判断・決定できればよいと考える。</p> <p>○遡及返還を理由に取組の継続を断念する組織がある。活動実績が確認できる年度分については、返還を免除することすれば、取組の継続を推進することが出来る。</p> <p>○第4期対策で、平成27年度からの5年間の継続に不安があり、取組みをやめた人が見られた。5年以内の柔軟な年数の設定で、継続できる人を増やすことが必要と考える。</p> <p>○長期間に渡る活動は、高齢者の多い農家ではハードルが高く、返還に関する規定が厳しいため、制度への参加を断念する組織が見受けられる。</p> <p>○平成27年度からの第4期中山間地域等直接支払制度の取り組みにあたり、第3期まで取り組みしていた2集落が5年間の農地維持が困難であることから取り組みを断念した。</p> <p>○農業者の高齢化は年々進んでおり、5年間の事業実施期間の縛りにより、再度の事業継続を諦める活動組織も出てきている。</p> <p>○当県においても、集落内で高齢化が進み、事務作業が負担となったことから、活動が実施困難となり、5年間の活動継続を危ぶむ組織がある。中山間地域においては、活動組織の構成員が少なく、高齢化等で数人が参加できなくなることで、活動の継続できない不安が常にあるとの意見を市町村等からいただいている。</p> <p>○高齢者を中心とした農地維持が困難であることなどから事業への参加をあきらめるケースあり。</p> <p>○本県においても、要件である「5年間以上継続して行われる農業生産活動」に対して生産者から懸念を示されることが多い。そのため、3期から4期の移行にあたり、高齢化した集落を中心に集落単位での営農活動の協定締結を断念する事例が散見され、前期対策と比較し営農活動による管理面積が2割弱減少した。提案されている事業実施期間等の要件緩和が認められれば、集落単位の営農活動の維持、管理面積が増加し、農地保全効果が高まると思慮する。</p> <p>○本県においても、高齢者が多い集落では5年間の継続実施が困難なことから、第4期対策から事業を取りやめた地区が発生している。</p> <p>○人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還ではないようにしていただきたい。</p> <p>○当県において、第3期対策(H22-26)から第4期対策(H27-31)にかけて、中山間地域等直接支払制度を断念した4集落あるが、いずれも高齢化の進展・担い手不足により5年間活動を続ける自信がないとの理由である。4集落における協定参加者は10名未満(県平均28名)、協定面積4ha未満(同13.1ha)と規模が小さく、今後、同規模集落においては、農用地の維持が困難となり活動が継続できなくなることが懸念される。平成28年度より、15ha以上の広域協定で集落戦略を作成した場合、返還規定が緩和されたが、15ha未満の集落協定数は77%(141協定中108協定)であり、規模の小さい集落は緩和措置を受けることは難しい。本制度に取り組みにあたり、市町担当者や協定参加者から「5年間の活動期間の短縮」「全協定農用における交付金返還の緩和」を求める声が多く、今後、制度の積極的な推進のためにも、実施期間の要件緩和を図られたい。</p> <p>○平成27年度は4期対策初年度であったが、高齢化等により耕作を5年間続けることへの不安から、取組を断念する協定が発生した。</p> <p>○平成27年度からの第4期対策において、過疎化・高齢化の進む本県では、5年間の農地維持が困難であることや、農地を適切に保全していたにも関わらず事業の一部が継続できなくなった場合、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組の継続をあきらめるケースが増加している。</p> <p>○高齢者の多い集落では、5年間という活動期間を維持できるかという不安があり、自分で維持できなくなった場合に周りに迷惑をかけてしまうとして、取組を躊躇するケースがある。また、活動期間内に一部が維持できなくなった場合に、認定年度まで遡って交付金の返還が生じるため、より周りに迷惑をかけられないといった状況もある。このため、返還についても活動実績が確認できる年度分については返還免除することで、不安が解消されると考える。</p> <p>○中山間地域等直接支払制度において、農業者の減少や高齢化の進展により、5年間の営農継続の不安から制度上の協定の締結ができない地域が増加している。</p> <p>○高齢者の多い集落において、5年間の農業生産活動が困難なことから、事業への参加をあきらめたり、取り組みを行わないケースも出できている。</p> <p>○当県は中山間地域が多くを占め、高齢化による担い手不足が進んでいるが、その中でも特に高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、現行制度では、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。</p> <p>○第4期対策の初年度である中山間地域等直接支払において、農業者の高齢化等により実施地域が大幅に減少(14%)しており、更なる返還要件の緩和が必要。</p>	

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
85	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し	農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域の人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。	農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。	集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1)	農林水産省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	
86	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和	事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、廃作部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。	交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が15ha以上又は集落連携維持加算に取り組む協定で集落戦略を策定した集落協定については返還規定の見直しが図られたが、本県の77%の協定が15ha未満(867協定中664協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから県内で取り組む協定がない状況にあり、高齢者は5年後も健康で農業を続けていくことへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交付金)」のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。 農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業舎、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。	集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3(2)、4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の3(2)、第9の1(1)	農林水産省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
福島県、いわき市、埼玉県、上越市、島根県、広島市、竹原市、徳島県、香川県、新居浜市、高知県、大牟田市、宗像市	<p>○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。</p> <p>○本市においても、活動組織の構成員の高齢化が進む中で、病気や高齢等により活動期間中に農地を維持できなくなるケースが発生する可能性が高まっている。活動の普及を進めいくためには要件の緩和が必要である。</p> <p>○農業者の病気や高齢といった理由から事業継続が困難になる事例が多々見受けられる。この場合においても返還が免除されないため、農家の現状から考えて返還免除のハードルは高い。</p> <p>○中山間地域等直接支払制度に取り組み、多面的機能支払制度に取り組みしていない集落に対して、新規取り組みの啓発活動の際に、返還免除要件により取り組み対して躊躇する集落があった。</p> <p>○山間部・平野部に関わらず、農業者の病気、高齢化により農地を維持できなくなるケースは発生している為、返還免除の要件については多面的・中山間ともに同じ基準が望ましい。</p> <p>○当県においても、集落内で高齢化が進み、事務作業が負担となったことから、活動が実施困難となり、5年間の活動継続を危ぶむ組織がある。中山間地域においては、活動組織の構成員が少なく、高齢化等で数人が参加できなくなることで、活動の継続できない不安が常にあるとの意見を市町村等からいただいている。</p> <p>○中山間地域の過疎化地域のみでなく、都市近郊の混住化が進んだ地域でも活動に参加できる人数は少なくなってきたおり、交付金返還の要件緩和は、多くの地域が取組むために効果が期待できる。</p> <p>○平成27年度は4期対策初年度であったが、高齢化等により耕作を5年間続けることへの不安から、取組を断念する協定が発生した。</p> <p>○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、新規取組予定地区や継続地区の再認定の説明会の際に5年間の取組に不安を抱き躊躇するケースがある。</p> <p>○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡って交付金の返還が必要なことから、周りには迷惑をかけられないと、取組みを躊躇するケースがある。このため、死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除されることと、中山間地域等直接支払制度と重複して活動を行っている地域もあることから、返還免除要件に違いがないようにする必要があると考える。</p> <p>○中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度では、返還免除要件に違いがある。両制度に重複して取り組む地区もあり、要件の統一が必要である。</p> <p>○近年、高齢化により、活動期間の中途でやむを得ず対象農用地での活動が困難となった組織の事例が多くみられるが、現行制度では、「高齢や病気に伴う営農の継続が困難な場合」が免除要件に認められていないため、それらの組織では初年度に遡って返還しており、こうした取り扱いに対して改正の要望がある。</p> <p>○多面的機能支払いについては、地域の協働活動等により、多面的機能の維持・発揮を図ることとしており、個人への交付ではないが、中山間地域等直接支払との重複地区が多いことから、返還免除要件の統一を要望。</p>	多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1)及び第2の17(1)に「自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合」と記載しているが、その「やむを得ない理由」として、「高齢又は農業者本人もしくはその家族の病気その他これらに類する事由」による場合が該当すると考えている。今後、この考え方について各種会議等を通じて幅広く周知を図ることとしたい。
山形県、郡山市、いわき市、安曇野市、浜松市、滋賀県、広島市、竹原市、徳島県、徳島市、香川県、新居浜市、高知県、宗像市、雲仙市	<p>○一部農地で事業が継続できなくなることにより、全農地分の返還が生じることの責任が重く、そのことを理由として協定締結、協定参加を断念するケースが発生している。</p> <p>○事業が継続できない場合でも集落全体に返還義務が生じることで、参加を躊躇する農業者がいる。</p> <p>○第4期対策を取り組むにあたり、集落全体に及ぶ返還義務に不安を感じ、それを理由に協定参加を断念する高齢者が多く見られた。中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の両制度に取り組む集落において、返還免除要件の違いにより、対応に苦慮する集落があった。集落戦略は導入されたが、必ず返還が伴うため、集落の負担が増えることを懸念し、取り組みに対して躊躇する集落があった。</p> <p>○協定の更新の際に、今後5年間の活動ができるか不明な為、継続を断念する集落や、明確に実施可能な農地のみ協定へ含める集落が出てきている。</p> <p>○当県において、第3期対策(H22-26)から第4期対策(H27-31)にかけて、中山間地域等直接支払制度を断念した4集落あるが、いずれも高齢化の進展・担い手不足により5年間活動を続ける自信がないとの理由である。4集落における協定参加者は10名未満(県平均28名)、協定面積4ha未満(同13.1ha)と規模が小さく、今後、同規模集落においては、農用地の維持が困難となり活動が継続できなくなることが懸念される。平成28年度より、15ha以上の広域協定で集落戦略を作成した場合、返還規定が緩和されたが、15ha未満の集落協定数は77%(141協定中108協定)あり、規模の小さい集落は緩和措置を受けることは難しい。交付金返還要件が厳しいとの理由で、第3期対策から第4期対策にかけ体制整備単価から基礎単価に移行した協定が7協定存在するなど、すべての協定農用地の交付金返還が参加者の精神的な負担となっている。本制度に取り組みにあたり、市町担当者や協定参加者から「5年間の活動期間の短縮」「全協定農用地における交付金返還の緩和」を求める声が多く、今後、制度の積極的な推進のためにも、実施期間の要件緩和を図られている。</p> <p>○本市の88%の協定が15ha未満(41協定中36協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけるのかという不安や集落(他の参加者)への負担(迷惑)を心配し、当初から参加をあきらめる場合がある。</p> <p>○平成27年度は4期対策初年度であったが、高齢化等により耕作を5年間続けることへの不安から、取組を断念する協定が発生した。</p> <p>○5年間の活動が継続できない場合の一定要件を除く「協定農用地のすべてについての交付金」の返還義務について(今年度一定条件を満たす集落戦略策定について、返還規定の見直しが図られたが、本県においても取組が難しい状況にあり)、高齢者は5年後も健康で農業を続けられるかの不安やその際の集落への負担になることを心配し、当初から参加をあきらめる者が多い。また、農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設への転用は認められていないことも、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。</p> <p>○中山間地域等直接支払制度において、農用地の一筆でも耕作放棄地が発生した場合、全ての協定農用地について交付開始年度に遡って交付金を返還する規定があり、他の参加者に迷惑をかける心配から協定締結を断念するケースがある。全ての協定農用地ではなく、一定割合以上が保全されれば遡及返還とならないよう要件緩和が必要である。</p> <p>○中山間地域では過疎化・高齢化が進行しており、協定が5年間継続できるかの見通しが立たないことや、事業の継続ができなくなった時には協定農用地全てについての返還が必要なことから、本制度に取り組めない集落や参加者がいる。</p> <p>○本市では、平成27年度の第4期対策の開始時には2集落が参加を取りやめている。特に、中山間地域等直接支払交付金は平成12年度から事業が始まり、今年度で17年が経過し、継続し取り組んでいる集落にとっては高齢化は大きい問題である。事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、廃作部分(個人部分)のみとするよう緩和していただきたい。</p> <p>○高齢化等のため、4期対策への移行時に2協定が移行しなかった。また、移行を行った協定も対象農地を絞る等活動が委縮している。</p>	平成28年度から、合計15ha以上の集落協定又は集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定において、将来の農地利用について戦略(集落戦略)を定めた場合、営農を中止した(耕作放棄をした)際の交付金返還を当該農地のみとする運用の改善を行っている。この場合の15ha以上の集落協定とは、複数の集落が統合した場合も対象としているため、15haに満たない小規模な集落協定においても、集落協定の広域化によって、本運用を活用していただけるようになっている。今後とも、こうした取組を推進してまいりたい。

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内 容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
126	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	産地パワーアップ事業について地域の特性に応じた弾力的な運用	産地パワーアップ事業について、地域の実情を踏まえ作物別・地域別や、産地の発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できるよう、弾力的な運用をすること	産地パワーアップ事業は各地域の特性に応じ創意工夫により産地にイノベーションを起こす事業であるにもかかわらず、実際には事業の大枠は既存事業「強い農業づくり交付金」の準用となっている。現行では、全国一律に「コスト低減10%」「販売額増加10%」「契約販売の増加」といった成果目標等の基準が設定されているが、これらの目標は、水稻・麦・大豆等収益改善に向けた取組が相当程度進行している作物や地域、また、地域の担い手である大規模農家であっては実現が極めて難しい目標であるため、事業を実施することができず、地域の特徴や強みを十分引き出せる仕組みとなっていない。	本県農業が様々な自然的地理的な条件の中で多様な作物が生産されているという地域の実情を踏まえ作物別・地域別や、産地が発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できるようすることで地域の特徴や強みを活かした特色ある農業振興が図られる。	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領	農林水産省	宮城県	
127	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	産地パワーアップ事業について事業実施主体の市町村等への拡大	産地パワーアップ事業について、市町村等が主体性を持って事業に取り組むことができるよう、実施要綱・要領等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地パワーアップ事業は産地の収益性向上を図るために地域一丸となった取組を後押しする事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が要となる事業である。 しかしながら、当事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村によっては、要綱・要領に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。 本来、「産地の育成」は、JAや市町村、県がそれぞれ蓄積しているノウハウを持ち寄り、また必要に応じて新たな情報や技術を導入しながら進めていくべきであるが、その姿にはほど遠い現状である。	事業実施主体として市町村等を位置づけることにより主体性が發揮され、地域での事業推進が効率的かつ効果的に行われるようになる。	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領	農林水産省	宮城県	
128	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	TPP関連対策に係る補助事業の一元化	TPP関連対策に係る国庫補助事業について、これまで予算措置された事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)を一元化するとともに、今後予算措置される事業においても一元化すること	TPP関連対策として多数の補助事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。 それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業毎に県独自の実施要領や交付要綱を制定する必要があり、事業を始めると同時に相当の時間と労力を要し、著しく非効率である。	産地パワーアップ事業、農畜産物輸出拡大施設整備事業は強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、補助対象施設や上限事業費など実施要綱・実施要領上同じ内容となっている部分も多いことから、1つの事業に統合し、各事業をメニュー化することにより事務の効率化が図られる。	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領、強い農業づくり交付金実施要綱・実施要領、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱・実施要領	農林水産省	宮城県	

<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
秋田県、いわき市、新潟県、安曇野市、鳥取県、島根県、徳島県、愛媛県、雲仙市、熊本県、沖縄県、	<ul style="list-style-type: none"> ○ 激化する産地間競争、国際競争に打ち勝つため、熊本県では徹底したコスト削減や新技術導入による収益力向上への取組を進めている。その結果、多様な農産物において、全国有数の産地が県内各地に形成されている。このような大型産地においては、販売単価や秀品率、生産コストなど現状値が非常に高いレベルにあるため、産地パワーアップ事業の成果目標である「販売額の10%向上」や「生産コストの10%削減」に対して、成果目標の設定や目標達成が非常に困難となる場合があり、事業推進に支障を来している。 ○ 本市においても、米の色彩選別機を導入して品質向上に取り組みた産地があったが、「販売額の10%以上の向上」に届かず、断念した。成果目標の基準を一律で10%等と設定するのではなく、補助率や採択の優先順序で調整することで産地の実情に応じた目標設定ができるようにすれば、より取り組みやすくなると考えられる(例:目標が販売額の8%増加の場合、補助率は40%)。 ○ 現行の成果目標の設定においては、例えば、米のように産地の販売力を強化したいが、明らかな差別化を図りにくい品目では不利に働く仕組みとなっている。 ○ 当該事業の成果目標は都市近郊等条件が優位な環境にある農家や市場性に伸びしろのある農家において優位であり、不利性ある地域や経営展開が高く望めない農家には達成しにくい目標となっている。 ○ 本市においては、個別に水稻農業者が単体で機械リース支援事業の利用を検討する要望が大半を占める。よって、産地パワーアップ計画にて産地における全水稻農家のコスト10%削減は不可なパワーアップ計画が大半である。人・農地プラン策定地域のように人と農地が集積された地域以外の「やる気がある」農家が単独で当事業を利用することが困難な制度となっている。 ○ 販売額の大きな産地においては、「販売額増加10%」などといった成果目標の実現は困難であり、事業実施が難しくなっている。 ○ 本事業については、提案のとおり既に大規模な産地に成長している地域については、取り組みにいく要件となっている。しかしながら、各県において定める実施方針の中で産地の枠組みにおいても検討されているようなので、県との連携や調整も重要ではないかと考える。 ○ 本県の農業は土地集約型や少量多品目生産など小面積での営農が多い中、面積要件の設定規模が大きく事業に取り組みにくい状況にある。 ○ 整備事業(低コスト耐候性ハウスの助成)で新規品目に取り組む場合、事業実施要領に定められている産地の面積要件が大きく、事業を実施できない事例がある。 また、成果目標の「販売額の増加」が、「総販売額」ではなく「単位面積当たり」であることから、水稻・大豆等では单収向上や面積集約に取り組んできた産地が事業に取り組めない事例がある。産地パワーアップ事業は、産地範囲が小さい集落規模での事業要望が多いことから、整備事業については強い農業づくり交付金の要件を適用するのではなく、産地の実情に応じて面積要件等を彈力的に運用すること、成果目標の販売額を総販売額とすることなどにより、意欲ある農業者が広く事業に取り組むことができる。さらに、積雪寒冷地においては、冬季に取り組む品目の導入が必要であるが、本県が有望品目としている「菌床しいたけ」が対象とされていない。対象品目として認められることで、地域の特徴や強みを活かした農業振興が可能となる。 ○ H27年度創設された本事業は、整備事業では(強い農業づくり交付金と同様に)低コスト耐候性ハウスに限定され、また、パイプハウスの整備が可能な生産支援事業では、ハウス資材費のみが補助対象で施工費が補助対象外となっており、事業を活用した多くの扭い手の育成確保のために、地域の実情に合致した施設が導入できるよう、補助対象の拡充等柔軟な対応が必要。 ○ 本県の果樹産地を長らく支えてきた主力品種を中心とした同一品種への改植については、果樹産地の活性化対策の重要な位置づけであり、その運用に当たっては、産地の規模要件(主要な果樹では作付面積10ha以上の産地であることが必要)や成果目標(4項目から選択するが、改植の場合、「産地全体の販売額の10%以上増加」を選択するしかないが、改植の取組みでの達成は困難)を、産地それぞれの特長や実情に応じて幅広く設定を可能(産地要件なし、中山間地要件を全域に拡大、成果目標は独自に設定可能など)にするなど、生産者が将来の産地の姿を見据えて計画的に園地の若返りを進められるよう、弾力的な運用を求める。国は、平成25年12月に決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、食糧自給率・自給力の向上を図るために、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の生産を進め、水田のフル活用を図ることとしている。このようなら、本県においても、飼料用米等の生産拡大が進んでいることから、集出荷乾燥調製施設の整備要望が出されている。しかしながら、飼料用米等の戦略作物の価格は、水稻より安価なことから、成果目標の達成(販売額の10%以上の増加等)が困難であること、また費用対効果分析において投資効率が低いことから、事業実施ができないという支障が生じている。 	<p>産地パワーアップ事業は、TPP大筋合意を踏まえた農業の体质強化策として創設されたものであり、政府としてKPIを定めて取り組んでいるところであり、本事業では、事業実施主体が選択する成果目標=KPIとなっているところ。</p> <p>このため、成果目標について、地域の状況を踏まえて引き下げる等の弾力的運用はKPIの達成に支障が生じることとなるため困難であることをご理解いただきたい。</p> <p>なお、産地の選択肢を増加させる観点から、28年度補正予算については、従来の成果目標に加え、新たな成果目標(所得の10%向上)を設けたところである。</p>
神奈川県、京都府、鳥取県、長崎県、沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会形式は責任の所在が明確でない、事務局の機能は担当者に限られている、実効性のある活動を起こしにくいなど不明瞭な点が多い中、当該事業において産地を取りまとめる機動性が求められる中、現実とのギャップが大きすぎる。 ○ 地域協議会で産地パワーアップ計画を立てて取り組むこととなっているが、実態として地域協議会=市町村となっている。 ○ 本県では、県要綱において、市町村を位置づけているが、国要綱・要領に明記されていないことで、県要綱に位置づけることに反対する市町村もあったため、国要綱・要領でも位置づけていただきたい。 ○ 提案のとおり、産地パワーアップ事業実施要綱では、事業実施主体は県となっているが、本市においては、実際に産地パワーアップ計画を策定するのは、市及び地域協議会が中心に行っている状況にある。また、近年、そのような地域協議会を事業実施主体として、行われる事業等も増加しており、人・農地プランや各種権限委譲など、市町村の事務量は極めて煩雑な状況にある。以上のことから、産地パワーアップ事業の事業実施主体がどうあるべきかということが問題ではなく、県・市・地域協議会がそれぞれの役割を調整し、産地の育成に一丸となって取り組むことが重要であると考える。 ○ 市町村により温度差はあるが、同様の状況は本県でも見られる。地域が一体となって事業者をサポートする体制とするためにも、市町村の位置づけを明確にしていただきたい。 ○ 県では、国の交付要領等で市町の位置づけがないため、助成金の交付事務については、県実施要領により原則市町に交付するとしているが、地域の実情により県が直接地域協議会等に交付できるよう定めていることから、市町を経由しない取組みが増えている。 	<p>本事業は都道府県を介した間接補助事業であり、市町村の関与については国は一律には定めておらず、都道府県が作成する都道府県毎の事業実施方針において定めることとしており、都道府県の判断で市町村の関与を義務づけることを可能としており、要領上明記している。</p> <p>これは、制度設計時に都道府県から意見を聴取した際に、市町村ではなく、市町村や農業者団体等で構成される地域農業再生協議会を経由させたいとの意見が少なくなく、都道府県が選択できるようにすべきとの意見が多く数を占めたことから、現在の制度としていることをご理解いただきたい。</p>
岩手県、京都府、兵庫県、雲仙市、沖縄県、	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務量が煩雑であり、類似の事業であれば統合し、地域の目標が反映される仕組みにしてほしい。 ○ 産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業はそれぞれ単独事業のため、府の実施要領・様式の制定など事務が煩雑化している。また、強い農業づくり交付金をベースとして農畜産物輸出拡大施設整備事業が仕組まれたことで、要領作成だけでなく計画承認等の事務が余計に必要となり、時間と労力を要している。 ○ 本県でも、それぞれが単独の事業となっているため、事業開始前の準備に数ヶ月を要しており、事業実施上の支障となっている。 ○ これまで、本県においても、事業の実施要領や交付要綱の制定等に労力がかかり、事業の着手までに相当の時間を要している。 	御指摘のあった事業については、それぞれ異なる政策目的のために措置されていることをご理解いただきたい。

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
138	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金準備型の要件緩和)	親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>【制度改正の必要性】 親元就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の速やかな(5年以内)経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。</p> <p>【具体的な支障事例】 準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したかったものの、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。</p>	事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた対応となり、新規就農者への支援拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 (別記1)第5_1 (1)イ及び(4)イ (ウ)	農林水産省	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	
139	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金経営開始型の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>【制度改正の必要性】 青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「(受給開始時に)親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援することであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、すべての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。</p> <p>【具体的な支障事例】 例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例など、農地要件がネックとなって、経営開始型の受給を断念した事例がある。</p>	事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた対応となり、新規就農者への支援拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 (別記1)第5_2 (1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、堺市	
248	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援することであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。	制度趣旨を活かしつつ、給付対象者の実情に応じた支援の拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 (別記1)第5_2 (1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
岩手県、千葉県、島根県、香川県、愛媛県、高知県、大刀洗町、長崎県、宮崎県、	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の選やかな(5年以内の)経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。農業大学校の生徒に対して、準備型の給付を推進しているが、経営の主体が現役世代(40~50歳代前半)の親であったため、経営継承は困難と判断し、受給を断念した事例がある。 ○ 親がまだ若い場合、全ての農地の所有権移転は困難であるとして申請を断念する例がある。 ○ 新規学卒者などが親元就農する場合、その親は現役世代のため地域で中核的な農業経営者である場合が多く、親元就農後5年以内の経営継承は困難であることから、準備型の給付を受けていない事例は、北海道内においても一定程度あるものと考える。 ○ 準備型の給付を受けながら農業大学校での履修を希望したが、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。 ○ 農大生や20歳前後の若い研修生の場合、親もまだ若く、5年以内の継承が現実的でないため、給付を断念した。 ○ 現在は、準備型の対象者である農業大学校学生の親は現役世代であるため、就農5年後に経営継承の見込みが確実でない場合は、一部継承による独立・自営を奨励している。提案のとおり、親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要となれば、新規就農者の支援拡大が図られる。 	<p>青年就農給付金(準備型)は、就農に向けて農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念できるよう、就農希望者の生活資金を支援するもの。</p> <p>この考えのもと、事業創設時は、研修終了後に自らが独立・自営で農業経営を開始する者又は農業法人等に雇用されて就農する者を給付対象とし、親元就農は対象外としていた。</p> <p>しかしながら、平成25年度補正予算より、親元就農する場合であってもリスクを負っていると認められるものとして、就農後5年以内に親の農業経営を継承する場合や、農業法人の共同経営者となる場合に限り、給付対象としたところ。</p> <p>このような中、御指摘のように親が若く経営継承には適さない事例があることも承知しているが、経営リスクを負って就農する者の生活支援を行うという本事業の趣旨に鑑み、当該要件の緩和は適切でないと考えている。</p>
岩手県、千葉県、安曇野市、浜松市、島根県、香川県、愛媛県、大刀洗町、長崎県、五島市、大分市、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営開始時だけでも親族の農地を貸借できれば、経営開始がスムーズに進むし、給付期間中に親族からの貸借面積が経営面積の1/2未満となれば要件としては十分である。受給者数を拡大し、担い手の確保・育成を図るために、制度改正は必要であると考える。 ○ 当市でも、祖父名義の土地を経営されている方がおり、所有権移転が支障になることを想定されるので、要件緩和をしていただきたい。 ○ 農家子弟の就農が多く、さらに、親の経営をそのまま継承するだけではなく、規模拡大や多角化を目指す意欲の高い者も多数おり、支援が必要である。しかし、所有権移転の要件等により、青年就農給付金の活用は進んでいない。経営の全部継承を前提に所有権移転を確約している。しかし、親族間で相続問題が発生し、所有権移転が不可能になったため、給付金を全額返還した。 ○ 所有権移転の要件は同制度の最大のネックであり、現に新規就農相談があつても、この要件がクリアできずに給付申請を断念することが多い。利用しやすい制度とし、新規就農の促進・継続を図るためにも、要件の緩和が必要である。 ○ 祖父母がかつて農家であったが、10年以上前にリタイアして現在農地は管理をしているのみ(両親は農業を継いでいない)。祖父所有農地を有効活用して就農をしようとしたが、相続対象者が多く所有権移転を5年以内に実現することは困難であると判断し、申請を断念せざるを得なかつた。施設園芸での就農のため、祖父所有地以上の農地を他人から貸借して過半を超えることは、かえって経営を圧迫してしまうため、現実的でないという事例があつた。 ○ 農家後継の割合が高いものの、経営者(親世代)が比較的若く、後継者の就農後5年以内に農地の所有権移転を伴う経営継承は容易ではない場合も多い。 ○ 祖父の農地を借りて経営開始を計画していたが、相続や贈与税の問題があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、経営開始型の申請を断念した事例がある。 ○ 新規就農者数の増大を図るために、就農時の険路となる初期投資リスクの軽減を図るとともに、就農直後の経営安定のための仕組みが不可欠であり、青年就農給付金については、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着に有効な施策で、その効果もあり、県内の新規就農者は増加傾向にある。今後、本県では高齢農業者のリタイアが更に加速化すると見込まれ、産地の維持・拡大を図るためにには新規就農・就業者を倍増させていくこととしており、特に、新規就農者のうち親元就農者が大部分を占める本県においては、制度の要件緩和は施策を推し進めている。 ○ 青年就農給付金(経営開始型)事業の制度として親族から農地の所有権移転を受けることに準じた場合、所有権移転に係る農地法も配慮して実施しなければならない。農地法には所有権移転する農地の面積に下限要件があり、例えば、親族の農地を全て継承してもこの下限に満たない農地の所有権移転を行う場合に、下限要件を満たすため、新たな農地を探し、所有権移転を行わなければならなかつた事例など、農地要件がネックとなつた。事業を実施することで、他事業との連動性が発生することを鑑み、事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた制度要件となり、制度を利用する新規就農者へより良い支援が図れる。 ○ 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営農業者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にそな親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。果樹農家において、大規模な自作地を所有しており、借り入れによる規模拡大も困難なことから、この経営を継承するためには、農地の所有権移転が必須となるため、申請を断念した事例がある。 ○ 5年後の情勢が不透明なことから、給付期間中の農地の所有権移転を「親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満」とすれば、現在の要綱の要件と同じとなり、新規就農者の支援拡大が図られる。 	<p>青年就農給付金(経営開始型)は、就農しても生計が安定しないことを理由に5年以内に離農する者が多いこと等を踏まえ、農業経営者になることについての強い意思を有しながらも、リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援するもの。</p> <p>この考えのもと、事業創設時は、農地について、自ら所有する農地及び第三者から貸借等し利用権を有する農地が過半であることを給付要件として、農家子弟についても給付対象としていた。</p> <p>しかしながら、平成25年度補正予算より、親族から貸借等し利用権を有する農地が過半である農家子弟であつても、経営開始時からリスクを負っていると認められるものとして、給付期間中に当該農地を所有権移転することを確約することを要件として給付対象としたところ。</p> <p>このような中、御指摘のように農地の所有権移転に係る要件を緩和した場合には、経営開始時からリスクのある新規就農者を支援するという本事業の趣旨に沿わなくなることから、当該要件の緩和は適切でないと考えている。</p> <p>なお、追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例にあるように、所有権移転を一律に求めることが困難な場合もあることから、平成26年度補正予算より、納稅猶予を受けている親族(受贈者)が給付金受給者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例付加年金の支給を受けるために使用貸借による権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第6項) ・ 営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第22項) ・ 特定貸付けの特例を受けている場合(租税特別措置法第70条の4の2第1項) <p>に該当すれば給付期間中の所有権移転を不要とする改正を行つたところ。</p>
岩手県、茨城県、千葉県、浜松市、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、五島市、熊本県、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地は、重要な経営資源の一つであり、先祖代々継承される資産との概念は依然として根強い。また、本来、完了しているべき相続手続きが済んでいるとは限らない。そのため、経営継承を円滑に進めている段階で、関係者が多いなどにより所有権移転が滞り、一部は給付期間中に完了できないことが想定されるため、親元就農を推進する観点から、柔軟に対応する必要がある。 ○ 本県においても、青年就農給付金(準備型)の申請にあたり、親族から貸借した農地の所有権移転が困難なため、申請を断念する事例があつたことから、求められている要件緩和がなされれば、より利用しやすい制度になると考えられる。 ○ 農家子弟の就農が多く、さらに、親の経営をそのまま継承するだけではなく、規模拡大や多角化を目指す意欲の高い者も多数おり、支援が必要である。しかし、所有権移転の要件等により、青年就農給付金の活用は進んでいない。経営の全部継承を前提に所有権移転を確約している。しかし、親族間で相続問題が発生し、所有権移転が不可能になったため、給付金を全額返還した。 ○ 祖父母がかつて農家であったが、10年以上前にリタイアして現在農地は管理しているのみ(両親は農業を継いでいない)。祖父所有農地を有効活用して就農をしようとしたが、相続対象者が多く所有権移転を5年以内に実現することは困難であると判断し、申請を断念せざるを得なかつた。施設園芸での就農のため、祖父所有地以上の農地を他人から貸借して過半を超えることは、かえって経営を圧迫してしまうため、現実的でないという事例があつた。 ○ 青年就農給付金(準備型)も、研修終了後の就農時、「親族からの農地が主である場合は就農後5年以内に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」となっている。農業大学校で研修し、研修終了後、母方の祖母が經營する農業(イチゴ)を継承する計画だったが、農地の所有権移転について、母方の兄弟と話がまとまらなかつたため、準備型の研修計画を断念した事例がある。 ○ 祖父の農地を借りて経営開始を計画していたが、相続や贈与税の問題があつたことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、経営開始型の申請を断念した事例がある。 ○ 新規就農者数の増大を図るために、就農時の険路となる初期投資リスクの軽減を図るとともに、就農直後の経営安定のための仕組みが不可欠であり、青年就農給付金については、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着に有効な施策で、その効果もあり、県内の新規就農者は増加傾向にある。今後、本県では高齢農業者のリタイアが更に加速化すると見込まれ、産地の維持・拡大を図るためにには新規就農・就業者を倍増させていくこととしており、特に、新規就農者のうち親元就農者が大部分を占める本県においては、制度の要件緩和は施策を推し進めていく必要がある。 ○ 青年就農給付金(経営開始型)事業の制度として親族から農地の所有権移転を受けることに準じた場合、所有権移転に係る農地法も配慮して実施しなければならない。農地法には所有権移転する農地の面積に下限要件があり、例えば、親族の農地を全て継承してもこの下限に満たない農地の所有権移転を行う場合に、下限要件を満たすため、新たな農地を探し、所有権移転を行わなければならなかつた事例など、農地要件がネックとなつた。事業を実施することで、他事業との連動性が発生することを鑑み、事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた制度要件となり、制度を利用する新規就農者へより良い支援が図れる。 ○ 5年後の情勢が不透明なことから、給付期間中の農地の所有権移転を「親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満」とすれば、現在の要綱の要件と同じとなり、新規就農者の支援拡大が図られる。 	<p>青年就農給付金(経営開始型)は、就農しても生計が安定しないことを理由に5年以内に離農する者が多いこと等を踏まえ、農業経営者になることについての強い意思を有しながらも、リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援するもの。</p> <p>この考えのもと、事業創設時は、農地について、自ら所有する農地及び第三者から貸借等し利用権を有する農地が過半であることを給付要件として、農家子弟についても給付対象としていた。</p> <p>しかしながら、平成25年度補正予算より、親族から貸借等し利用権を有する農地が過半である農家子弟であつても、経営開始時からリスクを負っていると認められるものとして、給付期間中に当該農地を所有権移転することを確約することを要件として給付対象としたところ。</p> <p>このような中、御指摘のように農地の所有権移転に係る要件を緩和した場合には、経営開始時からリスクのある新規就農者を支援するという本事業の趣旨に沿わなくなることから、当該要件の緩和は適切でないと考えている。</p> <p>なお、追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例にあるように、所有権移転を一律に求めることが困難な場合もあることから、平成26年度補正予算より、納稅猶予を受けている親族(受贈者)が給付金受給者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例付加年金の支給を受けるために使用貸借による権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第6項) ・ 営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第22項) ・ 特定貸付けの特例を受けている場合(租税特別措置法第70条の4の2第1項) <p>に該当すれば給付期間中の所有権移転を不要とする改正を行つたところ。</p>

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	
	区分	分野									
157	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金の採択基準方法の見直し	成果目標に対する現況値のポイント及び達成すべき成果目標のポイントについて、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとするように求める	本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点)②達成すべき成果目標(10点満点)をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。 ただし、事業実施主体が先進的な取組を行っていて、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるものの、②はさらなる上積みが難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示がなかったりとなり、必要な事業推進への障害となっている。 例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種を「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量等を増やすなどの先進的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みにしてほしい。	先進的な取組を行っている地域がハード整備を進めることによって、地域の強みを更に生かした事業の推進が可能となる。	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日生産第8451号通知)	農林水産省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		
301	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	消費・安全対策交付金の実施要領の交付対象要件等の緩和	死亡牛のBSE検査や適正処理を将来にわたり円滑に進め、国内におけるBSEの監視体制を維持するためにも、 ①消費・安全対策交付金の実施要領第7の施設整備等の一般的基準において、BSE検査に係る関連施設に限り、補修費及び既存施設の更新も交付対象とすること。 ②消費・安全対策交付金の中の食料安全保障確立対策整備交付金の対象施設に、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するため必要な関連施設である化製場に整備された牛処理専用ラインを含めるとともに、当該施設の整備等に限り、設置する団体を事業実施主体に加えること。	【支障事例】 死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。 死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに収容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍器の冷却管を腐食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに比べ、極端に短い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。 また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。	【効果】 死亡牛のBSE検査や適正処理に関連する施設の維持・管理及び機能強化に対する支援が十分に行われることで、適切な死亡牛のBSE検査・処理体制を維持し、適正な検査実施が確保される。このことで、将来にわたってBSE対策の有効性を確認することが可能となり、我が国のBSEステータス維持と安全な牛肉供給による消費者や生産者の安心を確保することが可能となる。	消費・安全対策交付金実施要領第7の5、6 消費・安全対策交付金実施要綱別表1の2	農林水産省	九州地方知事会	鹿児島県提案分	

<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
岩手県、新潟県、愛媛県、雲仙市	<p>○過去に現況の取り組みが進んでいるために目標値ポイントがとれず、結果的に認定されなかつた地区がある。</p> <p>○公募においてポイント制は理解できるが、そもそも全国一律の土俵で優劣を判断されるのは、不利性の高い地域ではより厳しい。もし過去の採択された傾向から優位性が見えるのであれば、クラス毎で採択が決められないか検討いただきたい。</p> <p>○提案内容に同意する。全国一律の成果目標等の基準では、各地域の現状に合わせず、高ポイントを得られないため事業を実施することが困難な場合がある。</p> <p>○提案のとおり、採択を受けるためには、現状値及び目標値共に高い水準が求められ、全ての地域が公平かつ適正な評価が与えられていない状況にあると思われる。</p> <p>○主要農作物の種子生産に係る施設整備において同様の支障事例がある。</p> <p>○かんきつ産地では、国の補助金を活用して設置が進められた多くの共同選果機械施設等が老朽化し、更新時期を迎えており、高品質化や販売の高度化等の取組が進んでいた産地においては、成果目標のポイント積み上げが極めて困難であり、事業採択時に不利になりやすい状況にある。そのため、流通の多様化及び産地の実情に対応した共同選果機械施設等の整備については、高品質化及び販売の高度化等の取組が進んでいた成熟した産地が不利になることがないよう、事業採択要件や成果目標の見直しが必要。</p>	<p>本交付金は、産地が低コスト化、高品質化などに取り組む上で必要となる中核的な施設の整備を支援する都道府県向け交付金。</p> <p>配分に当たっては、限られた予算を透明性を確保しつつ効率的に配分する観点から、単収の向上や生産コストの低減といった産地の取組及び現在の取組状況をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を機械的に選定し、当該配分対象の国費要望額を一括して都道府県に割当ることとしており、高度な成果目標を設定し、かつ、現在も優れた取組を実施している産地ほど高ポイントとなる仕組み。</p> <p>このように、本交付金は先進的な産地の過去の取組も評価し、配分に反映する仕組みとなっていることをご理解いただきたい。</p>
北海道、福島県、静岡県、京都府、鳥取県	<p>○死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過したため、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進み、死亡牛BSE検査を継続するためには大規模な改修が必要となっている。BSE施設は消費・安全対策交付金(ハード)の対象とされているが、採択されるためには診断の高度化・迅速化、バイオセキュリティーの確保が必要とされている。しかし、BSE施設に必要な機能は、死亡牛からのBSE検査材料の採取、検査結果判明までの死亡牛の冷蔵保管及びBSE発生時の焼却処分であるため、採択要件を満たすことが困難となっており、機能維持のための補修費や既存施設の更新も対象とすることが必要である。</p> <p>○当県においても、H14年度とH17年度に整備したBSE検査に係る採材施設や保管施設の修繕に毎年多額の経費を要している。</p> <p>○当県においても、死亡牛のBSE検査にかかる保冷施設は10年以上経過し、施設を冷却するユニットクーラーは、死亡牛の腐敗性ガス(硫化水素、アンモニアガス等)の発生により、配管等の腐食が進むことに伴う冷却ガス漏れで冷却不能に陥らないよう、約3年間隔で修繕や更新を行っている。ユニットクーラーが故障した場合、死亡牛の腐敗が進み、悪臭や衛生害虫の発生等により近隣住民に不快感を与えかねないため、本機の定期的な交換は必要である。当該検査は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく検査であり、死亡牛のBSE検査を継続していくためにも、関連施設の維持管理に要する経費も消費・安全対策交付金による助成対象とすべきである。</p> <p>○当県の死亡牛一時保管施設も建設から10年以上経過(建設H15年12月)し、施設全体の老朽化が進んでいる。一時保管施設のうち、冷蔵庫については部分的な補修により対応しているが、将来的には更新する必要がある。年間200頭程度の一時保管が必要であり、他施設で代替することはできない。</p> <p>○北海道においては7カ所の検査施設を設置し、死亡牛のBSE検査に係る採材及び検査を行っているが、設置から既に13年を経過し死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。特に一時保管施設では死亡牛から発生する硫化水素ガスの影響で冷却装置の弁やガス管の腐食による冷却機能の低下・停止のため、これまでも補修が頻繁に行われており、適正なBSE検査体制維持の支障となっている。また一部の検査施設においては、地域的な事情から給水体制が十分でないため、やむを得ず井戸水を使用している状況もあり、今後井戸水の枯渇も懸念されている。将来にわたって適正な死亡牛のBSE検査を実施し、我が国のBSEステータス維持によって国民に対する安全・安心を確保するために適切な施設整備が必要であることから、消費・安全対策交付金の要件を緩和し交付対象とすることが望ましい。</p>	<p>①について</p> <p>BSE検査の開始に伴い整備された施設について、設置後の経年劣化等により整備が必要となっている状況は承知している。死亡牛検査は、我が国における飼料規制の実効性を的確に把握するために必要なサーベイランスとして実施しているところであるが、今後の検査体制については、専門家や都道府県の意向も踏まえながら、検査実績や国際的な動向をみつつ、議論することとしている。こうした動きとあわせ、検査のための冷蔵冷凍保管施設の再編統合なども含めた体制の見直しについても、今後検討することとした。</p> <p>②について</p> <p>牛処理専用ラインについては、平成13年のBSE発生を受け、実効ある飼料規制を早急に実施するために、当時国庫補助を行ったものであるが、家畜の死体の処理は、もとより、その所有者の責任で行うべきものであり、その整備について現在国庫補助の対象とすることは適当でないと考えている。</p>